



鳥取県公報

平成 30 年 9 月 14 日 (金)
号外第 79 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例 (44) (障がい福祉課) 3
◇ 規 則	鳥取県県民投票規則の一部を改正する規則 (61) (県民課) 4
	鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則 (62) (障がい福祉課) . . . 19
	鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 (63) (産業人材課) 20

=====
公布された条例のあらまし

◇鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 一部負担金の額について定めた規定中引用する健康保険法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

=====
公布された規則のあらまし

◇鳥取県県民投票規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

公職選挙法施行令の一部が改正され、電子情報処理組織を使用して選挙人名簿の対照をすることができることとされたことに鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 投票用紙の交付の際の本人確認について、電子情報処理組織を使用して選挙人確認名簿に記録されている事項と対照する方法によることができることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

国民健康保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県特別医療費助成条例において被保険者負担金の算定に係る規則で定める者について定めた規定中引用する国民健康保険法施行規則の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

雇用対策法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の規定中引用する雇用対策法及び雇用対策法施行規則の題名を改める。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ホ若しくは<u>へ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第2項第3号の一部負担金の額は、保険医療機関又は訪問看護事業所ごとに、入院給付にあっては、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項第1号ホ又は第2号ハ若しくは<u>ニ</u>の規定による認定を受けている者その他の規則で定める者（第5項に規定する者を除く。）が同一の月に同一の保険医療機関において入院給付を16日以上受けたときの16日目以降の入院給付を除き1日につき1,200円、外来給付又は訪問看護療養給付にあっては、同一の月に同一の保険医療機関又は訪問看護事業所において外来給付又は訪問看護療養給付を5回以上受けたときの5回目以降の外来給付又は訪問看護療養給付を除き1日につき530円とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県県民投票規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第61号

鳥取県県民投票規則の一部を改正する規則

鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 鳥取県県民投票選択肢等検討委員会（第16条―<u>第20条</u>）</p> <p>第4章 県民投票の実施</p> <p>第1節 <u>投票区及び開票区</u>（<u>第21条</u>）</p> <p>第2節 投票（<u>第22条―第39条</u>）</p> <p>第3節 開票（<u>第40条―第49条</u>）</p> <p>第4節 県民投票会（<u>第50条―第53条</u>）</p> <p>第5節 補則（<u>第54条―第57条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第58条・第59条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（事務の委任）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、条例第19条第1項及び第21条に規定する事務並びに第2章（次条、第5条、第6条第2項及び第15条を除く。）、第4章（<u>第44条第3項及び第56条第2項を除く。</u>）及び<u>第59条</u>（選挙管理委員会に委任された事務に係る部分に限る。）に規定する事務を選挙管理委員会に委任する。</p> <p>（雑則）</p> <p><u>第20条</u> 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 <u>投票区及び開票区</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 鳥取県県民投票選択肢等検討委員会（第16条―<u>第21条</u>）</p> <p>第4章 県民投票の実施</p> <p>第1節 <u>総則</u>（<u>第22条・第23条</u>）</p> <p>第2節 投票（<u>第24条―第48条</u>）</p> <p>第3節 開票（<u>第49条―第61条</u>）</p> <p>第4節 県民投票会（<u>第62条―第68条</u>）</p> <p>第5節 補則（<u>第69条―第72条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第73条・第74条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（事務の委任）</p> <p>第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、条例第19条第1項及び第21条に規定する事務並びに第2章（次条、第5条、第6条第2項及び第15条を除く。）、第4章（<u>第55条第3項及び第71条第2項を除く。</u>）及び<u>第74条</u>（選挙管理委員会に委任された事務に係る部分に限る。）に規定する事務を選挙管理委員会に委任する。</p> <p><u>（庶務）</u></p> <p><u>第20条</u> <u>委員会の庶務は、元気づくり総本部県民課において処理する。</u></p> <p>（雑則）</p> <p><u>第21条</u> 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第1節 <u>総則</u></p> <p><u>（県民投票事務の管理）</u></p>

第21条 略

(投票管理者等)

第22条 略

2 略

3 投票管理者は投票に関する事務を、不在者投票事務責任者は第32条の規定による投票に関する事務を担当する。

4 略

(投票管理者等の職務代理者の選任)

第23条 略

(投票管理者等又はその職務代理者の氏名等の告示)

第24条 選挙管理委員会は、第22条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者若しくは不在者投票事務責任者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(投票立会人の住所及び氏名の通知)

第25条

第22条 県民投票に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

(投票区及び開票区)

第23条 略

(投票管理者等)

第24条 略

2 略

3 投票管理者は投票に関する事務を、不在者投票事務責任者は第40条の規定による投票に関する事務を担当する。

4 略

(投票管理者等の職務代理者の選任)

第25条 略

(投票管理者等又はその職務代理者の氏名等の告示)

第26条 選挙管理委員会は、第24条第2項又は前条第1項の規定により投票管理者若しくは不在者投票事務責任者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(指定投票区)

第27条 選挙管理委員会は、投票区に市町村の区域を分けて数投票区を設けたものがある場合には、1以上の投票区を指定し、当該指定した投票区（以下「指定投票区」という。）の投票管理者に、当該指定投票区の属する開票区に属する投票区であって選挙管理委員会が指定するもの（以下「指定関係投票区」という。）に属する投票人がした第40条の規定による投票に関する事務の一部を行わせることができる。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により指定投票区及び指定関係投票区を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定投票区の指定を取り消し、又は指定関係投票区を変更したときも、同様とする。

(投票立会人)

第28条 選挙管理委員会は、投票区ごとにその投票区における選挙人名簿登録者（代表者を除く。次項において同じ。）の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任し、投票日の3日

選挙管理委員会は、投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人に係る投票区の投票管理者に通知しなければならない。

前までに本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿登録者の中から2人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち合わせなければならない。

3 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

4 選挙管理委員会は、第1項の規定により投票立会人を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名をその投票立会人に係る投票区の投票管理者に通知しなければならない。

(投票所)

第29条 投票所は、投票区ごとに選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票日から少なくとも5日前に、投票所の場所を告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した投票所を変更したときは、投票日における場合を除き、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。ただし、選挙管理委員会は、投票人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は投票人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を2時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

5 選挙管理委員会は、前項ただし書の規定により投票所の開閉時刻を変更する場合は、直ちにその旨を告示するとともに、その投票所に係る投票管理者に通知しなければならない。

(選挙人名簿と投票)

第30条 選挙人名簿登録者でない者は、投票をすることができない。

2 選挙人名簿登録者であっても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 選挙人名簿登録者は、県内の他の市町村の区域内に住所を移した場合においてなお投票資格者であるときは、当該他の市町村の選挙人名簿に登録される

	<p><u>までの間、現に選挙人名簿に登録されている市町村において投票をすることができる。</u></p> <p><u>(投票資格者でない者の投票)</u></p> <p><u>第31条 投票日 (第39条第1項の規定による投票にあつては、当該投票の日) に投票資格者でない者は、投票をすることができない。</u></p>
<p>(投票所においての投票)</p> <p><u>第26条 略</u></p>	<p>(投票所においての投票)</p> <p><u>第32条 略</u></p> <p><u>(投票人確認名簿の送付)</u></p> <p><u>第33条 選挙管理委員会は、投票所を開く時刻までに、各投票区の投票管理者に、その投票区の区域に係る前条第2項に規定する書類又は電磁的記録媒体 (以下「投票人確認名簿」という。) を送付しなければならない。</u></p> <p><u>2 選挙管理委員会は、指定投票区及び指定関係投票区を指定している場合には、投票所を開く時刻までに、指定投票区の投票管理者に、当該指定投票区に係る指定関係投票区の区域に係る投票人確認名簿を送付しなければならない。</u></p>
<p>(投票用紙に記載する選択肢の順序)</p> <p><u>第27条</u></p> <p>投票用紙に記載する選択肢の順序は、条例第17条第1項の規定による告示に記載された順序とする。</p>	<p>(投票用紙の交付)</p> <p><u>第34条 投票用紙は、投票日に、投票所において投票人に交付する。</u></p> <p><u>2 投票用紙の様式は、選挙管理委員会が別に定める。</u></p> <p><u>3 投票用紙に記載する選択肢の順序は、条例第17条第1項の規定による告示に記載された順序とする。</u></p>
<p>(投票用紙の交付の際の確認)</p> <p><u>第28条 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が選挙人名簿登録者であることを第26条第2項に規定する書類又は電磁的記録媒体 (以下「投票人確認名簿」という。) (当該投票人確認名簿が電磁的記録媒体である場合には、当該投票人確認名簿に記載されている事項又は当該事項を記載した書類。第35条及び第37条第4項において同じ。) と対照して確認した後 (県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人で従前の市町村において投票をしようとするものにあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認した後) に、その者に投票用紙を交付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定による確認は、投票管理者及び選挙管</u></p>	<p>(投票用紙の交付の際の確認)</p> <p><u>第35条 投票管理者は、投票立会人の面前において、投票人が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿 (当該投票人確認名簿が電磁的記録媒体である場合には、当該投票人確認名簿に記載されている事項又は当該事項を記載した書類。第43条及び第45条第4項において同じ。) と対照して確認した後 (県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人で従前の市町村において投票をしようとするものにあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認した後) に、その者に投票用紙を交付しなければならない。</u></p>

理委員会の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、選挙管理委員会が管理する投票人確認名簿に記録されている事項と対照する方法によることができる。

(投票の記載事項及び投函)

第29条 略

(点字投票)

第30条 略

2 略

3 前条の規定にかかわらず、第1項の規定による投票は、投票所において、選択肢に付された番号のいずれか1つを点字により投票用紙に自書して、当該投票用紙を投票箱に入れることにより行わなければならない。

(期日前投票)

第31条 投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由(以下「不在者投票事由」という。)のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第26条第1項の規定にかかわらず、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

2・3 略

4 前2項に定めるもののほか、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人その他第1項の規定による投票については、公職選挙法第48条の2第5項及び第6項並びに公職選挙法施行令第49条の7の規定の例により、この節の規定を適用する。

(不在者投票)

(投票の記載事項及び投函)

第36条 略

2 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(点字投票)

第37条 略

2 略

3 前条第1項の規定にかかわらず、第1項の規定による投票は、投票所において、選択肢に付された番号のいずれか1つを点字により投票用紙に自書して、当該投票用紙を投票箱に入れることにより行わなければならない。

(代理投票)

第38条 心身の故障その他の事由により、○の記号を自書し、又は選択肢に付された番号を点字により自書することができない投票人は、第36条第1項及び第59条の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、代理投票をさせることができる。

(期日前投票)

第39条 投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由(以下「不在者投票事由」という。)のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、第32条第1項の規定にかかわらず、告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

2・3 略

4 選挙管理委員会は、天災その他避けることのできない事故により前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人その他第1項の規定による投票については、公職選挙法第48条の2第2項及び第3項並びに公職選挙法施行令第49条の7及び第49条の9の規定の例により、この節の規定を適用する。

(不在者投票)

第32条 前条第1項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、第26条、第29条及び第30条第3項並びに第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法第45条第1項及び第48条第1項の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 次に掲げる者の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、第26条及び第29条並びに第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法第45条第1項及び第48条第1項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

(1)・(2) 略

(不在者投票管理者)

第33条 略

2 投票日に投票資格者に該当すると見込まれる投票人であって現に投票資格者でないもの（以下「投票資格見込者」という。）のうち第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第2項の規定による請求をしたものの前条第1項の規定による投票については、前項の規定にかかわらず、その投票人が登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者を前条第1項の不在者投票管理者とする。

3 公職選挙法施行令第55条第2項の規定により選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム（同令第50条第1項に規定する老人ホームをいう。）、身体障害者支援施設（同令第50条第1項に規定する身体障害者支援施設をいう。）又は保護施設（同令第50条第1項に規定する保護施設をいう。）に入院又は入所をしている者（第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第2項の規定による請求をした者を除く。）の前条第1項の規定による投票については、第1項の規定によるほか、当該施設の長又は管理者を前条第1項の不在者投票管理者とすることができる。

第40条 前条第1項の投票人の投票については、同項の規定によるほか、第32条、第34条、第36条第1項、第37条第3項及び第38条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 次に掲げる者の投票については、前条第1項及び前項の規定によるほか、第32条、第34条、第36条第1項及び第38条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、当該投票用紙を公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により送付する方法により行わせることができる。

(1)・(2) 略

(不在者投票管理者)

第41条 略

2 投票日に投票資格者に該当すると見込まれる投票人であって現に投票資格者でないもの（以下「投票資格見込者」という。）のうち次条第2項の規定による請求をしたものの前条第1項の規定による投票については、前項の規定にかかわらず、その投票人が登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者を前条第1項の不在者投票管理者とする。

3 公職選挙法施行令第55条第2項の規定により選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム（同令第50条第1項に規定する老人ホームをいう。）、身体障害者支援施設（同令第50条第1項に規定する身体障害者支援施設をいう。）又は保護施設（同令第50条第1項に規定する保護施設をいう。）に入院又は入所をしている者（次条第2項の規定による請求をした者を除く。）の前条第1項の規定による投票については、第1項の規定によるほか、当該施設の長又は管理者を前条第1項の不在者投票管理者とすることができる。

4・5 略

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第34条

県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が従前の市町村に係る不在者投票事務責任者に対して第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わって前条第3項から第5項までの不在者投票管理者若しくはその代理人が第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第4項の規定による請求をする場合においては、引き続き県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の交付)

第35条 不在者投票事務責任者は、第57条の規定によ

4・5 略

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第42条 第40条第1項の規定による投票をしようとする

投票人（投票資格見込者であってその登録されている選挙人名簿の属する市町村において同項の規定による投票をしようとするものを除く。）は、投票日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、直接に、又は郵便等をもって、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

2 投票資格見込者であってその登録されている選挙人名簿の属する市町村において第40条第1項の規定による投票をしようとするものは、告示日の翌日から投票日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、直接に、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

3 点字によって投票をしようとする投票人は、前2項の規定による請求をする際にその旨を申し立てなければならない。

4 前条第3項から第5項までの規定により不在者投票管理者となった者は、その者が不在者投票管理者である施設に入院若しくは入所をし、又は収容若しくは留置をされている投票人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、当該投票人に代わって、文書をもって第1項の規定による申立て及び請求並びに前項の規定による申立てをすることができる。

5 県内の他の市町村の区域内に住所を移した投票人が従前の市町村に係る不在者投票事務責任者に対して第1項の規定による請求をする場合又はその者に代わって前項の不在者投票管理者若しくはその代理人が同項の規定による請求をする場合においては、引き続き県の区域内に住所を有することの確認を受けなければならない。

(投票用紙及び投票用封筒の交付)

第43条 不在者投票事務責任者は、前条第1項、第2

りその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第1項、第2項又は第4項の規定による請求を受けた場合において、請求に係る者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前条の場合にあっては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が投票日に不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、直ちに（第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第1項又は第4項の規定により告示日以前に請求を受けた場合にあつては、告示日の翌日（郵便等をもって発送するときは、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第1項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送すること。
- (2) 第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第2項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付すること。
- (3) 第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法施行令第117条において準用する公職選挙法施行令第50条第4項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送すること。

（郵便等による不在者投票の代理記載）

第36条 第32条第2項の規定による投票をしようとする投票人のうち公職選挙法施行令第59条の3の2第1項各号に掲げる者に該当するものは、第47条の規定にかかわらず、あらかじめその登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に届け出た者（公職選挙法の規定による選挙権を有する者に限る。）又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書（同令第59条の3の2第5項の規定による記載を受けているものを除く。以下「代理記載郵便等投票証明書」という。）に同令第

項又は第4項の規定による請求を受けた場合において、請求に係る者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前条第5項の場合にあっては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が投票日に不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、直ちに（前条第1項又は第4項の規定により告示日以前に請求を受けた場合にあつては、告示日の翌日（郵便等をもって発送するときは、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 前条第1項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送すること。
- (2) 前条第2項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を投票人に直接に交付すること。
- (3) 前条第4項の規定による請求を受けた場合にあつては、投票用紙及び投票用封筒を当該不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送すること。

（郵便等による不在者投票の代理記載）

第44条 第40条第2項の規定による投票をしようとする投票人のうち公職選挙法施行令第59条の3の2第1項各号に掲げる者に該当するものは、第59条の規定にかかわらず、あらかじめその登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に届け出た者（公職選挙法の規定による選挙権を有する者に限る。）又は同令第59条の3第1項に規定する郵便等投票証明書（同令第59条の3の2第5項の規定による記載を受けているものを除く。以下「代理記載郵便等投票証明書」という。）に同令第

59条の3の3第3項の規定により代理記載人となるべき者として記載されている者（以下「代理記載人」という。）に投票に関する記載をさせることができる。

2 前項の規定による届出は、代理記載人となるべき者1名の氏名、住所及び生年月日を記載した文書により行わなければならない。この場合において、当該文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。

(1) 略

(2) 代理記載人となるべき者が署名（点字によるものを除く。以下第38条までにおいて同じ。）をした代理記載人となることについての同意書及び公職選挙法の規定による選挙権を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第37条 第32条第2項の規定による投票をしようとする投票人は、投票日の4日前までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、当該投票人が署名をした文書により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。この場合において、当該文書には、第32条第2項各号に掲げる者に該当すること及び同項第2号に掲げる者にあつては投票日に該当すると見込まれる不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の当該投票人が署名をした宣誓書を添えなければならない。

2・3 略

4 不在者投票事務責任者は、第1項の規定による請求を受けた場合において、請求をした者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前項の場合にあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が第32条第2項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、直ちに（告示日以前に請求を受けた場合には、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載の方法）

第38条 代理郵便等投票資格者が第32条第2項の規定

59条の3の3第3項の規定により代理記載人となるべき者として記載されている者（以下「代理記載人」という。）に投票に関する記載をさせることができる。

2 前項の規定による届出は、代理記載人となるべき者1名の氏名、住所及び生年月日を記載した文書により行わなければならない。この場合において、当該文書には、次に掲げる文書を添えなければならない。

(1) 略

(2) 代理記載人となるべき者が署名（点字によるものを除く。以下第46条までにおいて同じ。）をした代理記載人となることについての同意書及び公職選挙法の規定による選挙権を有する者であることを当該代理記載人となるべき者が誓う旨の宣誓書

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第45条 第40条第2項の規定による投票をしようとする投票人は、投票日の4日前までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村に係る不在者投票事務責任者に対して、当該投票人が署名をした文書により、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。この場合において、当該文書には、第40条第2項各号に掲げる者に該当すること及び同項第2号に掲げる者にあつては投票日に該当すると見込まれる不在者投票事由を申し立て、かつ、当該申立てが真正であることを誓う旨の当該投票人が署名をした宣誓書を添えなければならない。

2・3 略

4 不在者投票事務責任者は、第1項の規定による請求を受けた場合において、請求をした者が選挙人名簿登録者であることを投票人確認名簿と対照して確認して（前項の場合にあつては、併せて、その者が引き続き県の区域内に住所を有することを確認して）、その者が第40条第2項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、直ちに（告示日以前に請求を受けた場合には、不在者投票事務責任者の定める告示日以前の日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該投票人に郵便等をもって発送しなければならない。

（郵便等による不在者投票における代理記載の方法）

第46条 代理郵便等投票資格者が第40条第2項の規定

による投票をする場合においては、代理記載人をして投票用紙に記載された選択肢のうち当該代理郵便等投票資格者が指示するものに対応する記載欄に○の記号を記載させ、当該投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該代理郵便等投票資格者の氏名を記載し、かつ、署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載させなければならない。

(投票録の作成)

第39条 略

(開票管理者等)

第40条 県民投票に、開票区ごとに開票管理者を置き、開票に関する事務を担当させる。

2 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくなければならない。

3 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに投票資格者の中から、臨時に開票管理者の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

による投票をする場合においては、代理記載人をして投票用紙に記載された選択肢のうち当該代理郵便等投票資格者が指示するものに対応する記載欄に○の記号を記載させ、当該投票用紙を投票用封筒に入れて封をし、投票用封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所並びに当該代理郵便等投票資格者の氏名を記載し、かつ、署名をさせ、更にこれを他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を記載させなければならない。

(投票録の作成)

第47条 略

(投票箱等の送致)

第48条 投票管理者は、当該投票管理者が開票管理者である場合を除くほか、1人又は数人の投票立会人とともに、投票日に、その投票箱、投票録及び投票人確認名簿を開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第49条 県民投票に、開票区ごとに開票管理者を置く。

2 開票管理者は、投票資格者（代表者を除く。次条において同じ。）の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。

3 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

4 開票管理者は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理者の選任)

第50条 選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておくなければならない。

2 選挙管理委員会は、開票管理者及びその職務を代

	<p><u>理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに投票資格者の中から、臨時に開票管理者の職務を代理すべき者を選任しなければならない。</u></p> <p><u>(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)</u></p> <p><u>第51条 選挙管理委員会は、第49条第2項又は前条第1項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合においては、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。</u></p>
<p>(開票立会人)</p> <p><u>第41条 選挙管理委員会は、開票区ごとに、その開票区における選挙人名簿登録者（代表者を除く。）の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(開票立会人)</p> <p><u>第52条 選挙管理委員会は、開票区ごとに、その開票区における選挙人名簿登録者（代表者を除く。第4項において同じ。）の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の開票立会人を選任し、投票日の3日前までに本人に通知しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>4 開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になっても3人に達しないとき又はその後3人に達しなくなったときは、開票管理者は、その開票区における選挙人名簿登録者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。</u></p> <p><u>5 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。</u></p>
<p>4 略</p> <p>(開票所の場所の告示)</p> <p><u>第42条</u></p> <p>選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所を告示しなければならない。</p> <p>(当日投票資格者数の計算等)</p> <p><u>第43条 開票管理者は、第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法第55条の規定による投票録の送致を受けたときは、開票立会人立会いの上で当日投票資格者数及び投票者数を計算し、選挙管理委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の当日投票資格者数は、開票区ごとの次に掲げる者の総数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者であって<u>第31条第1</u></p>	<p>6 略</p> <p>(開票所)</p> <p><u>第53条 開票所は、開票区ごとに選挙管理委員会の指定した場所に設ける。</u></p> <p><u>2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所を告示しなければならない。</u></p> <p>(当日投票資格者数の計算等)</p> <p><u>第54条 開票管理者は、第48条の規定による投票録の送致を受けたときは、開票立会人立会いの上で当日投票資格者数及び投票者数を計算し、選挙管理委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の当日投票資格者数は、開票区ごとの次に掲げる者の総数とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の者であって<u>第39条第1</u></p>

項の規定による投票をしたもの

3 第1項の投票者数は、次に掲げる者の総数とする。

(1) 第26条第1項の規定による投票をした者
 (2) 第31条第1項の規定による投票をした者
 (3) 第32条の規定による投票をした者のうち次に掲げる者以外のもの
 ア・イ 略

(県民投票の成立又は不成立の決定)
第44条 略

(開票の開始等)
第45条 略

(投票等の送付)
第46条

開票管理者は、第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法第66条第3項の規定による報告をした後速やかに、点検済みの投票を投票録及び投票人確認名簿とともに選挙管理委員会に送付しなければならない。

(無効投票)
第47条 略

(点字投票の無効投票)
第48条 略

(開票録の作成)
第49条 略

(県民投票長等)
第50条 県民投票に、県民投票長を置き、県民投票会

項の規定による投票をしたもの

3 第1項の投票者数は、次に掲げる者の総数とする。

(1) 第32条第1項の規定による投票をした者
 (2) 第39条第1項の規定による投票をした者
 (3) 第40条の規定による投票をした者のうち次に掲げる者以外のもの
 ア・イ 略

(県民投票の成立又は不成立の決定)
第55条 略

(開票の開始等)
第56条 略

(開票)
第57条 開票管理者は、投票を点検し、点検が終わったときは、直ちにその結果を県民投票長に報告しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による報告をした後速やかに、点検済みの投票を投票録及び投票人確認名簿とともに選挙管理委員会に送付しなければならない。

(投票の効力の決定)
第58条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、次条及び第60条の規定に反しない限りにおいて、その投票した投票人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)
第59条 略

(点字投票の無効投票)
第60条 略

(開票録の作成)
第61条 略

(県民投票長)
第62条 県民投票に、県民投票長を置く。

に関する事務を担当させる。

- 2 選挙管理委員会は、県民投票長に事故があり、又は県民投票長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておかなければならない。
- 3 選挙管理委員会は、県民投票長及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに投票資格者の中から、臨時に県民投票長の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

(県民投票会立会人)

第51条 選挙管理委員会は、投票資格者（代表者を除く。）の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の県民投票会立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2・3 略

- 2 県民投票長は、投票資格者（代表者を除く。次条において同じ。）の中から選挙管理委員会の選任した者を充てる。
- 3 県民投票長は、県民投票会に関する事務を担当する。
- 4 県民投票長は、投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(県民投票長の職務代理者の選任)

第63条 選挙管理委員会は、県民投票長に事故があり、又は県民投票長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、投票資格者の中からあらかじめ選任しておかなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、県民投票長及びその職務を代理すべき者に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合には、直ちに投票資格者の中から、臨時に県民投票長の職務を代理すべき者を選任しなければならない。

(県民投票長又はその職務代理者の氏名等の告示)

第64条 選挙管理委員会は、第62条第2項又は前条第1項の規定により県民投票長又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

(県民投票会立会人)

第65条 選挙管理委員会は、投票資格者（代表者を除く。第4項において同じ。）の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の県民投票会立会人を選任し、投票日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

2・3 略

- 4 県民投票会立会人で参会する者が県民投票会を開くべき時刻になっても3人に達しないとき又はその後3人に達しなくなったときは、県民投票長は、投

	<p><u>票資格者の中から3人に達するまでの県民投票会立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、県民投票会に立ち合わせなければならない。</u></p> <p><u>5 県民投票会立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。</u></p> <p><u>(県民投票会の場所及び日時)</u></p> <p><u>第66条 県民投票会は、選挙管理委員会の指定した場所で開く。</u></p> <p><u>2 選挙管理委員会は、あらかじめ県民投票会の場所及び日時を告示しなければならない。</u></p>
<p>(県民投票会の開催)</p> <p><u>第52条 県民投票長は、全ての開票管理者から第57条の規定によりその例によることとされる地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法第66条第3項の規定による報告を受けた日又はその翌日に県民投票会を開き、県民投票会立会人立会いの上でその報告を調査し、それぞれの選択肢に対する投票の総数を計算し、知事に報告しなければならない。</u></p>	<p>(県民投票会の開催)</p> <p><u>第67条 県民投票長は、全ての開票管理者から第57条第1項の規定による報告を受けた日又はその翌日に県民投票会を開き、県民投票会立会人立会いの上でその報告を調査し、それぞれの選択肢に対する投票の総数を計算し、知事に報告しなければならない。</u></p>
<p>(県民投票録の作成等)</p> <p><u>第53条 略</u></p>	<p>(県民投票録の作成等)</p> <p><u>第68条 略</u></p>
<p>(投票日の特例の対象としない選挙)</p> <p><u>第54条 略</u></p>	<p>(投票日の特例の対象としない選挙)</p> <p><u>第69条 略</u></p>
<p>(投票記載所の掲示)</p> <p><u>第55条 略</u></p>	<p>(投票記載所の掲示)</p> <p><u>第70条 略</u></p>
<p>(県民投票広報)</p> <p><u>第56条 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>選挙管理委員会は、天災その他特別の事情があるときは、県民投票広報の発行を中止するものとする。</u></p>	<p>(県民投票広報)</p> <p><u>第71条 略</u></p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>選挙管理委員会は、天災その他特別の事情があるときは、県民投票広報の発行を中止するものとする。</u></p>
<p>(条例等に定めのない事項)</p> <p><u>第57条 略</u></p>	<p>(条例等に定めのない事項)</p> <p><u>第72条 略</u></p>
<p>(経費の負担)</p> <p><u>第58条 略</u></p>	<p>(経費の負担)</p> <p><u>第73条 略</u></p>
<p>(委任)</p> <p><u>第59条 略</u></p>	<p>(委任)</p> <p><u>第74条 略</u></p>

様式第8号（ <u>第39条</u> 関係） 略	様式第8号（ <u>第47条</u> 関係） 略
様式第9号（ <u>第49条</u> 関係） 略	様式第9号（ <u>第61条</u> 関係） 略
様式第10号（ <u>第53条</u> 関係） 略	様式第10号（ <u>第68条</u> 関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第62号

鳥取県特別医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県特別医療費助成条例施行規則（昭和48年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第4条第3項の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項に規定する食事療養標準負担額減額認定証、同令第26条の6の4第2項に規定する生活療養標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の5第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>(条例第4条第3項の規則で定める者)</p> <p>第1条の2 条例第4条第3項の規則で定める者は、次に掲げる認定証等を所持している者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第26条の3第2項に規定する食事療養標準負担額減額認定証、同令第26条の6の4第2項に規定する生活療養標準負担額減額認定証又は同令第27条の14の4第2項に規定する限度額適用・標準負担額減額認定証</p> <p>(3)～(7) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県が支給する<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金（以下「訓練手当」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">訓練手当受給資格認定申請書</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>申請者 ふりがな</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>6 (適用区分) <u>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等</u>に關</p> </div>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県が支給する<u>雇用対策法</u>（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第2号の給付金（以下「訓練手当」という。）については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(訓練手当の支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、<u>雇用対策法施行規則</u>（昭和41年労働省令第23号。以下「省令」という。）第2条第2項第1号、第3号から第8号の4まで、第10号から第12号まで及び附則第2条第1項第2号のいずれかに該当する求職者であつて、県内に所在する公共職業安定所の長の指示により次に掲げる職業訓練を受けているものに対して支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">訓練手当受給資格認定申請書</p> <p>鳥取県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p>申請者 ふりがな</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>訓練手当の支給を受けたいので下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>6 (適用区分) <u>雇用対策法施行規則</u>第 条 項号 (附則第 条 項 号)</p> </div>

鳥 取 県 処 理 欄	する法律施行規則第 条 項 号 (附則第 条 項 号)	鳥 取 県 処 理 欄	
	略		略
備考 略		備考 略	
その2		その2	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。